

令和8年度 指名停止措置状況			
業 者 名	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由	備 考
(株)中造園	令和8年6月17日から 令和8年7月16日まで (1か月)	兵庫県外の一般工事等に関し、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたため。	太子町指名停止基準 別表第2の6(3)ウ
東洋計器(株)	令和8年6月2日から 令和8年9月1日まで (3か月)	町発注の工事等の契約に係る競争入札において、落札者が、正当な理由なく契約を辞退したため。	太子町指名停止基準 別表第2の8(6)
(有)ニチエー	令和8年4月30日から 令和8年7月29日まで (3か月)	町発注の工事等の契約に係る競争入札において、落札者が、正当な理由なく契約を辞退したため。	太子町指名停止基準 別表第2の8(6)